

青梅市空家利活用推進事業（所有者情報提供）試行

1 目的

市及び民間事業者（青梅市住宅施策推進協議会）が連携、協力して市内の空家等の流通促進を図る。

青梅市住宅施策推進協議会との検討において、将来的に民間事業者が申請した空家の所有者情報を提供する「民間能動型」の実施に向けた検討および協議を行う。

2 事業概要

市および民間事業者が選定、抽出した空家について税情報を照会し、所有者へ意向確認アンケートを送付する。アンケートの結果、活用意向が有る所有者情報を事業者へ提供し、担当事業者が所有者への相談業務を行い、市場への流通を推進する。

3 実施経過

- 6～8月 調査対象選定、税情報照会
- 9～10月 所有者意向確認調査
- 10月中旬 事業者へ情報提供
- 10～12月 所有者へ活用に向けた相談実施

4 選定および発送件数

選定件数：市 53件 民間 11件 計 64件
発送件数：計 55件（64件中9件除外）

5 アンケート実施結果

回収件数：26件（回収率：約47%）
情報提供同意件数：3件（うち1件辞退）

6 事業者情報提供

情報提供件数：2件（全日本不動産協会：1件、宅地建物取引業協会：1件）
※12月末まで所有者との相談業務を実施する。

7 その他

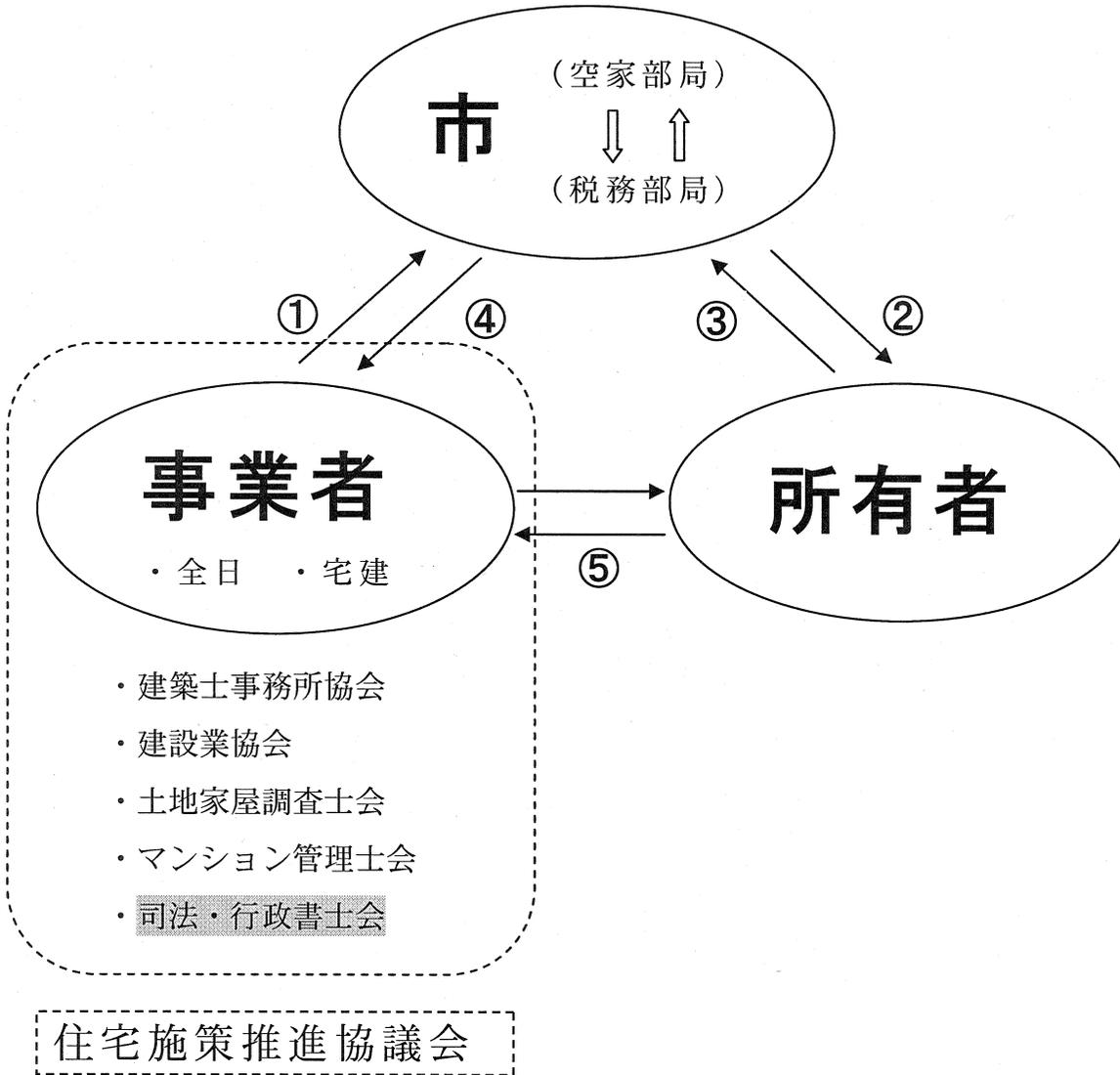
市は民間事業者団体（全日、宅建）と委託契約および協定を結び、実施方法や各団体の役割、個人情報等の取扱い等を定めた。

事業実施に当たって、各団体に空家特措法の理解や個人情報の取扱い、トラブル対応等にかかる研修会の実施を義務付け、相談業務を行う担当事業者は研修受講者から選定することとした。

今後、実施結果を青梅市住宅施策推進協議会と検討し、報告書をまとめる。

青梅市空家利活用推進事業（所有者情報提供）

《民間能動型》



- ① 事業者が空家と思われる建築物の情報提供を市へ申請
 - ② 市が空家を特定後、空家所有者に外部提供の意向確認
 - ③ 空家所有者の同意
 - ④ 空家所有者情報を提供
 - ⑤ 事業者と空家所有者の接触
- ※ 市および空家の状況に応じて、行政能動による②からスタートする場合も考えられる。